

1 号 物 件

令和 7 年度国有林林道等交通安全管理業務

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式第5号（第4条）

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口 高士 殿

（入札者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥

ただし、第1号物件 令和7年度 国有林交通安全管理業務 の代金

内訳は別紙単価内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 令和 7 年度 国有林交通安全管理業務
- 3 委任事項 (1) 入札に関する一切の件
 (2) 契約の履行に関する件
 (3) 代金の請求及び受領に関する件
 (4) その他上記各号に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口 高士 殿

(案)
業務契約書

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 関口 高士(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和 7 年度国有林林道等交通安全管理業務(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(実施する業務)

第 1 条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1)業務名 令和 7 年度国有林林道等交通安全管理業務

(2)業務の内容等

令和 7 年度国有林林道等交通安全管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)
及び令和 7 年度国有林林道等交通安全管理業務内訳書(以下「内訳書」という。)
のとおり。

(3)履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(業務の遂行)

第 2 条 乙は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第 3 条 甲は、業務に要する費用として、金 ー 円(うち消費税及び地方消費税額 金 ー 円)を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。
2 当該内容を変更するときは、第 11 条の定めによる。

(契約保証金)

第 4 条 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第 5 条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した 書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を甲に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 乙は、業務が終了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(業務の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務の中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ生産するものとする。

(業務の変更)

第 12 条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

3 第 1 項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第 14 条 次の各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(業務内容の調査)

第 15 条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 17 条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 20 条 別紙 1 のとおり

(疑義の解決)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

(甲) 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士

(乙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が 次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の 代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和7年度国有林林道等交通安全管理業務仕様書

1. 一般事項

本業務は、北海道森林管理局管内一円の国有林林道等（4,293路線・16,719km）を対象に実施し、安全指導、のぼりの設置、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

なお、本業務は、「令和7年度国有林林道等交通安全管理業務内訳書」（以下「内訳書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について北海道森林管理局及び各森林管理（支）署（以下「森林管理署等」という。）と各々十分打ち合わせを行うものとする。

2. 安全指導

1) 安全の呼びかけ

- ①宣伝カーによる呼びかけ等は安全指導路線一覧に基づき行うものとする。
- ②宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意事項等を呼びかけるものとする。
- ③宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。
- ④この呼びかけは、交通量の多い時期に行うものとする。
- ⑤歩行者等に対しては、直接注意を喚起するものとする。
- ⑥呼びかけの実施に際しては、当該林道管理者等と経路及び呼びかけ内容について十分な打合せを行い、円滑に実施するものとする。

3. 安全チラシの配布

安全チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、北海道森林管理局の名称を記したものを作成する。

チラシの内容については協議のうえ作成するものとする。

安全チラシは5,000部作成し、交通安全に関する実態調査、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

4. 林道交通のぼり旗の設置

のぼり旗は、縦150cm、横45cm、林道交通安全への注意を喚起するものを24本作成し、設置するものとする。

設置箇所については国有林内の林道ゲート設置箇所等人目につきやすい場所とし、当該森林管理署等と打ち合わせて行うこととする。

5. 林道連絡協議会の開催

国有林林道等を使用する頻度が多い者、市町村及び地域の関係団体、森林管理署等に対し林道連絡協議会を5地区(札幌・旭川・北見・帯広・函館の各地区)で開催し、林道の交通安全に対する理解と協力を求める。

また、併せて交通安全に対する講話等を実施するものとする。

6. 林道における交通事故の調査・分析等

(1) 林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち林道管理者等の指示のあるものについて、事故の内容、原因等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ報告。

(2) 林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、林道損害賠償保険へ加入するとともに、当該する事故が発生した場合の保険事務処理を行う。

保険加入後は、速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを提出するものとする。

7. 調査報告書等

調査が終了した時は、業務契約第7条に基づき次により報告書を提出するものとする。なお、記録写真は、事業完了時に確認できない等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手前の状況から事業完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、提出する

ものとする。

(1) 業務実施結果報告書(様式1)

(2) 業務日誌(様式2)

(3) 記録写真(任意様式)

各森林管理署1部、森林管理局へ1部を提出すること。

令和7年度国有林林道等交通安全管理業務 内訳書

令和7年度国有林林道等交通安全管理業務

区分	工 種	種 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要	備 考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署)	単－1
		報告書作成	1	式			2部作成	単－2
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式			別途内訳表による	単－4
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗の設置	24	本				単－5
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式			5地区で開催(札幌・旭川・北見・帯広・函館)	単－6
	計							
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回			旅費等	単－1
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式			別途内訳表による	単－4
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式			別途内訳表による	単－6
	計							
直接 経費・ 資材等	一般事項	報告書作成経費	1	式			2部作成。材料費は報告書作成直接人件費5%	単－2
		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	単－1
	安全指導	安全指導呼びかけ資材類	1	式			スピーカー等機械経費は安全指導呼びかけ直接人件費の1.5%	単－4
		安全指導呼びかけ燃料費等	1	式			車両燃料費等	単－4
	安全チラシ	安全チラシ作成・配布	1	式			5,000枚作成経費。配布経費は諸経費に含む。	単－7
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗	24	本			設置経費は諸経費に含む。	単－5
	連絡協議会開催	林道連絡協議会会場費等	1	式			会場借上げ等経費	単－6
		林道連絡協議会燃料費等	1	式				単－6
	損害保険業務	保険掛金(セーフティーネット)	16,719	km				
	計							
諸 経 費	諸経費	諸経費	1	式			諸経費率＝変数値(371.23)×直接人件費 [^] -0.107	測量
		計					直接人件費×諸経費率	
業務費合計								
消 費 税	消費税等相当額	消費税等相当額	10	%				
		合計						
総 計								

単価1

一般的事項

①契約に関する局との打合せは随時行うこととなる。打合せに関する経費は諸経費に含まれるものとする。

②各署との打合せは、業務着手時と業務終了後報告の2回とする。

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌地区	札幌→石狩→空知→札幌	104				1	0	主任指導員	3			
	札幌→胆振東部→日高南部→日高北部→札幌	438				2	1	指導員	3			
	計	542				3	1	計				
旭川地区	札幌→留南→留北→宗谷→上北→北空→上中→上南→札幌	904				4	3	主任指導員	4			
								指導員	4			
	計	904				4	3	計				
北見地区	札幌→西紋別→網西→網中→網南→札幌	807				3	2	主任指導員	3			
								指導員	3			
	計	807				3	2	計				
帯広地区	札幌→十西→東大雪→十東→根西→根東→札幌	891				4	3	主任指導員	4			
								指導員	4			
	計	891				4	3	計				
函館地区	札幌→後志→渡島→檜山→札幌	565				2	1	主任指導員	2			
								指導員	2			
	計	565				2	1	計				

単価2

報告書作成

- ①報告書作成は地区単位単位×2日。
②報告書作成統括は主任指導員で5日(各地区1日)を見込む。

区分	摘要(人工数)	人件費
主任指導員	5	
指導員	10	
助手	10	
計		

報告書作成経費は、人件
費の5%

単価4(札幌地区)

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は札幌とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせる事。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (180km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	0				0	0	0	指導員	2			
拠点→安全指導	368				2	2	1	助手	2			
拠点→札幌	0					0	0					
計	368				2	2	1	計				

安全指導呼びかけ距離一覧表

	拠点接続距離	林道内走行距離	林道間移動	合計
石狩	64.6	3.4	0.0	68.0
空知	95.8	12.3	0.0	108.1
胆振東部	1.0	17.9	0.0	18.9
日高北部	35.6	12.0	0.0	47.6
日高南部	102.8	21.7	0.0	124.5
札幌地区計	299.8	67.3	0.0	367.1

単価4(旭川地区)

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は旭川とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶ場合、休日等で札幌に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせること。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (180km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	146				3	1	1	指導員	5			
拠点→安全指導	488					3	2	助手	5			
拠点→札幌	146				3	1	0					
計	780					5	3	計				

安全指導呼びかけ距離一覧表

	拠点接続距離	林道内走行距離	林道間移動	合計
留萌北部	47.2	5.9	0.0	53.1
留萌南部	37.4	1.3	0.0	38.7
上川北部	27.2	6.2	0.0	33.4
宗谷	78.0	2.8	0.0	80.8
上川中部	31.4	16.5	0.0	47.9
上川南部	90.0	1.9	0.0	91.9
北空知支	137.4	4.0	0.0	141.4
旭川地区計	448.6	38.6	0.0	487.2

単価4(北見地区)

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は北見とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶ場合、休日等で札幌に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせること。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (180km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	336					1	1	指導員	3			
拠点→安全指導	254				1	1	0	助手	3			
拠点→札幌	336					1	0					
計	926				1	3	1	計				

安全指導呼びかけ距離一覧表

	拠点接続距離	林道内走行距離	林道間移動	合計
網走西部	32.8	7.1	0.0	39.9
西紋別支	35.2	5.1	0.0	40.3
網走中部	37.0	0.5	0.0	37.5
網走南部	78.8	17.6	39.4	135.8
北見地区計	183.8	30.3	39.4	253.5

単価4(帯広地区)

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は帯広とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶ場合、休日等で札幌に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせること。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (180km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	196					1	1	指導員	5			
拠点→安全指導	559				3	3	2	助手	5			
拠点→札幌	196					1	0		5			
計	951				3	5	3	計				

安全指導呼びかけ距離一覧表

	拠点接続距離	林道内走行距離	林道間移動	合計
根釧西部	191.0	18.9	0.0	209.9
根釧東部	49.8	6.1	0.0	55.9
十勝東部	46.0	2.4	0.0	48.4
十勝西部	77.4	1.4	0.0	78.8
東大雪支	161.2	4.5	0.0	165.7
帯広地区計	525.4	33.3	0.0	558.7

単価4(函館地区)

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は函館とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶ場合、休日等で札幌に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせること。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (180km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	308					1	1	指導員	4			
拠点→安全指導	302				2	2	1	助手	4			
拠点→札幌	308					1	0		4			
計	918				2	4	2	計				

安全指導呼びかけ距離一覧表

	拠点接続距離	林道内走行距離	林道間移動	合計
後志	20.4	1.6	0.0	22.0
檜山	176.4	5.4	0.0	181.8
渡島	91.0	6.7	0.0	97.7
函館地区計	287.8	13.7	0.0	301.5

単価4

安全呼びかけ

区分	人件費	旅費		計	運転経費等	合計
	人件費	宿泊	宿泊手当			
札幌						
旭川						
北見						
帯広						
函館						
計						

資材料

旅費

人件費の1.5%

単価5

のぼり旗設置

- ① 具体的設置箇所は局・署と打合せを行う。
- ② のぼり旗の設置箇所は林道ゲート付近(国有林内)とする。
- ③ のぼり旗の設置は安全呼びかけ時に行うこと。

1本当たり

	人件費	人工	
普通作業員		0.020	
小計			
のぼり		1.00	
小計			
合計			

単価6

林道連絡協議会

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	日数	宿泊	人件費	当日対応等		合計			
									旅費		人件費	旅費	計	
									宿泊	宿泊手当				
札幌地区	札幌	0				1	0							
	計	0												
旭川地区	札幌→旭川→札幌	291				2	1							
	計	291												
北見地区	札幌→北見→札幌	671				2	1							
	計	671												
帯広地区	札幌→帯広→札幌	391				2	1							
	計	391												
函館地区	札幌→函館→札幌	615				2	1							
	計	615												

会場借り上げ費(6時間)	
地区名	金額
札幌	
旭川	
北見	
帯広	
函館	

単価7

チラシ作成

- ①チラシは、上質紙・4色刷・A4サイズとする。
②内容・デザインは受注者が作成し、局と打合せを行うこと。
③チラシ配布は、安全呼びかけ・林道安全講習会等で配布すること。
④チラシ配布は国有林所在市町村及び局・署に適宜配布すること。
⑤チラシ作成枚数は5,000枚とする。

印刷料金2024年版(財団法人経済調査会)による。

項目	種類	適用		金額 円	適用頁
デザイン	両面	A4サイズ展開B2相当			
B.DTPパーツ	文字	文字入力	40字×40行		
		データ処理			
	罫表	文書(25行)	40字×25行		
		罫線分	難易度A A4相当		
	図版	データ処理			
		スキャニング	難易度A A6		
	写真	データ処理	カラー		
		スキャニング	カラーA6		
C.DTPメイクアップ	メイクアップ	画像主体	難易度A A4×3枚		
		文字主体	難易度A A4×1枚		
	データチェック	画像主体			
		文字主体			
校正紙出力	カラー	画像主体			
	カラー				
色校正		デジタル			
刷版	CTP	A4×2ページ×両面			
		出力A4(A3)	2版4色		
印刷	1枚葉印刷(表紙)	A4(A3)×5000枚通し			
製本・加工	かろう折	観音折			
用紙	正味数量				
	印刷予備紙				
	製本予備紙				
	kg単価	上質コートA2	四六版		
	白紙裁ち	8切 250枚/包			
	加工高合計	各工程の合計			
	諸経費	13.0%			
	消費税	内訳書での業務費全体で計上するため計上しない。			
	合計				

	単価	宿泊費	宿泊手当
主任指導員(技師A)			
指導員(技師C)			
助手(技術員)			
普通作業員			

ライトバン経費(1500CC) ガソリン

札幌

(1km当たり)

名称	単位	数量	単価	金額	備考
機械損料	h	1.00			ライトバン1500CC
ガソリン	L	2.70			5人乗り
計	円				
1km当たり					時速30km/h

旭川

(1km当たり)

名称	単位	数量	単価	金額	備考
機械損料	h	1.00			ライトバン1500CC
ガソリン	L	2.70			5人乗り
計	円				
1km当たり					時速30km/h

北見

(1km当たり)

名称	単位	数量	単価	金額	備考
機械損料	h	1.00			ライトバン1500CC
ガソリン	L	2.70			5人乗り
計	円				
1km当たり					時速30km/h

帯広

(1km当たり)

名称	単位	数量	単価	金額	備考
機械損料	h	1.00			ライトバン1500CC
ガソリン	L	2.70			5人乗り
計	円				
1km当たり					時速30km/h

函館

(1km当たり)

名称	単位	数量	単価	金額	備考
機械損料	h	1.00			ライトバン1500CC
ガソリン	L	2.70			5人乗り
計	円				
1km当たり					時速30km/h

安全指導路線一覽

札幌地区	5 路線	67.3	km
旭川地区	7 路線	38.6	km
北見地区	4 路線	30.3	km
帯広地区	5 路線	33.3	km
函館地区	3 路線	13.7	km
合 計	24 路線	183.1	km

北海道森林管理局（札幌地区）	管理署名	拠点接続 距離km	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長km	次林道接続 距離km
	石狩	32.3	札幌市	宝来沢林道	3.4	0.0
		32.3				
	計	64.6		1	3.4	0.0
	空知	47.9	夕張市	鹿島林道	12.3	0.0
		47.9				
	計	95.8		1	12.3	0.0
	胆振 東部	0.5	白老町	社台横断林道	17.9	0.0
		0.5				
	計	1.0		1	17.9	0.0
	日高 北部	17.8	日高町	パンケヌシ林道	12.0	0.0
		17.8				
	計	35.6		1	12.0	0.0
	日高 南部	51.4	浦河町	東の沢林道元浦川線	21.7	0.0
		51.4				
	計	102.8		1	21.7	0.0
札幌地区計		299.8		5	67.3	0.0

北海道森林管理局（旭川地区）	管理署名	拠点接続 距離km	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長km	次林道接続 距離km
	留萌 北部	23.6	天塩町	泉源堤の沢林道	5.9	0.0
		23.6				
	計	47.2		1	5.9	0.0
	留萌 南部	18.7	留萌市	峠沢2号林道	1.3	0.0
		18.7				
	計	37.4		1	1.3	0.0
	上川 北部	13.6	名寄市	日進見晴林道	6.2	0.0
		13.6				
	計	27.2		1	6.2	0.0
	宗谷	39.0	稚内市	曲淵小屋の沢林道	2.8	0.0
		39.0				
	計	78.0		1	2.8	0.0
	上川 中部	15.7	旭川市	老知安林道	16.5	0.0
		15.7				
	計	31.4		1	16.5	0.0
	上川 南部	45.0	富良野市	布礼別林道	1.9	0.0
		45.0				
	計	90.0		1	1.9	0.0
	北空 知	68.7	北竜町	暑寒別林道	4.0	0.0
		68.7				
	計	137.4		1	4.0	0.0
	合計	448.6		7	38.6	0.0

北海道森林管理局（北見地区）	管理署名	拠点接続 距離km	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長km	次林道接続 距離km
	網走西部	16.4	遠軽町	金白林道	7.1	0.0
		16.4				
	計	32.8		1	7.1	0.0
	西紋別	17.6	滝上町	中峰林道	5.1	0.0
		17.6				
						0.0
	計	35.2		1	5.1	0.0
	網走中部	18.5	置戸町	鹿の子ダム林道	0.5	0.0
		18.5				
	計	37.0		1	0.5	0.0
	網走南部	39.4	斜里町	斜里岳林道	17.6	39.4
		39.4				
	計	78.8		1	17.6	39.4
	合計	183.8		4	30.3	39.4

北海道森林管理局（帯広地区）	管理署名	拠点接続 距離km	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長km	次林道接続 距離km
	根釧 西部	95.5	弟子屈町	屈斜路湖畔林道	18.9	0.0
		95.5				
	計	191.0		1	18.9	0.0
	根釧 東部	24.9	中標津町	クテクンベツ林道	6.1	0.0
		24.9				
	計	49.8		1	6.1	0.0
	十勝 東部	23.0	足寄町	本別沢連絡林道	2.4	0.0
		23.0				
	計	46.0		1	2.4	0.0
	十勝 西部	38.7	清水町	オマベツ林道	1.4	0.0
		38.7				
	計	77.4		1	1.4	0.0
	東大 雪	80.6	新得町	ユートムラウシ林道	4.5	0.0
		80.6				
	計	161.2		1	4.5	0.0
	合計	525.4		5	33.3	0.0

北海道森林管理局 (函館地区)	管理署名	拠点接続 距離km	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長km	次林道接続 距離km
	後志	10.2	倶知安町	ニセコ林道	1.6	0.0
		10.2				
	計	20.4		1	1.6	0.0
	檜山	88.2	福島町	澄川知内川林道	5.4	0.0
		88.2				
	計	176.4		1	5.4	0.0
	渡島	45.5	せたな町	金ヶ沢林道	6.7	0.0
		45.5				
	計	91.0		1	6.7	0.0
	合計	287.8		3	13.7	0.0

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務名：

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施しましたので報告します。
記

- 1 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 2 実施内容 別添資料のとおり。

※その他必要事項及び特記事項を記載のこと。

	実施結果確認欄
確認月日	
確認者	
特筆事項	

※①実施結果確認は、森林管理（支）署の林道事業担当者が行う。

※②実施結果確認は、各（支）署に実施結果報告を行った際に行うこと。

※③署への提出は1部とし、確認を受けた表紙の写しを局報告書に添付すること。

業務計画書

業務名：

1 事業対象林道等

路線数

延長

k m

2 事業内容

事業実施方針及び実施項目等

3 事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

中止（廃止）申請書

年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

住 所
氏 名

業務名：

令和 年 月 日 付契約の上記業務について、下記により中止したいので、契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業中止の理由
- 2 中止しようとする以前の事業実施状況
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出状況
- 3 中止後の措置
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出予定明細

完了報告書

業務名：

令和 年 月 日付契約した上記業務は、令和 年 月 日に完了したから
報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

住 所

氏 名

監督職員	令和 年 月 日
経 由	氏 名
記 事	

部分払請求書

年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

業務名：

令和 年 月 日付契約の上記業務について、

金

円也を部分払により支払いされたく請求します。

林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容

内 容	てん補限度額（千円）	備 考
対人補償		
てん補限度額		
1 名	5 0 , 0 0 0	
1 事故又は 1 請求	5 0 0 , 0 0 0	
免責金額	1 0	
対物補償		
てん補限度額		
1 事故又は 1 請求	1 5 , 0 0 0	
免責金額	1 0	

保険期間：令和7年7月 日から令和8年6月 日まで

対象路線・延長：仕様書のとおり

様式2

業 務 日 誌

No.

調査者

月 日	天候	森林管理署名	路線名	作業時間帯	業 務 内 容	備 考